

鳥取県伝統工芸等継承人材育成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県伝統工芸等継承人材育成事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「伝統工芸」とは、鳥取県文化財保護条例（昭和34年条例第50号）に基づき指定された「鳥取県指定無形文化財」、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）に基づき指定された「伝統的工芸品」（以下「国指定伝統工芸品」という。）、鳥取県郷土工芸品等指定要綱に基づき指定された「鳥取県郷土工芸品等」（以下「県指定伝統工芸品」という。）をいう。

(交付目的)

第3条 本補助金は、鳥取県の歴史的、文化的財産である伝統工芸の技法等を次代に継承し、将来にわたり鳥取県内で業として持続させるために必要な人材の確保及び育成を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、次に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- (1) 別表第1から5の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表第2欄に掲げる者
- (2) 別表第1及び2の第1欄に掲げる事業を行う同表第2欄に掲げる者に対し、その者が行う補助事業（以下、「間接補助事業」という。）に係る間接補助対象経費（補助事業に要する別表第1及び2の第3欄に掲げる経費をいう。）の額の一部について間接補助金を交付する市町村

- 2 本補助金の額は、前項第1号に掲げる者が補助事業を行う場合に当たっては、補助対象経費（補助事業に要する別表第1から第5の第3欄に掲げる経費をいう。以下同じ。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、別表第1から第5の第4欄に定める率を乗じて得た額以下とする。ただし、別表第1の第3欄の2（研修手当）は、補助対象経費上限額と同表第7欄に掲げる者が同表第8欄に掲げる者に支払う額のいずれか低い額と同表第4欄に掲げる率を乗じた額以下とする。
- 3 本補助金の額は、第1項第2号に掲げる者が補助事業を行う場合に当たっては、間接補助対象経費に、別表第1及び第2の第5欄に定める率を乗じて得た額以下とする。

(研修計画書の提出及び計画の審査認定)

第5条 本補助金（長期基幹的人材確保・育成事業に限る）の交付を受けようとする者は、様式第1号による研修計画書を、知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の研修計画書の提出があったときは、調査を行い、鳥取県伝統工芸等継承人材育成事業補助金審査会（以下「審査会」という。）に諮り、その評価、意見、助言等に基づき、研修計画の認定の可否を決定するものとする。
- 3 審査会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第1項の規定により設置するも

のとする。

- 4 第2項の評価等は、別に定める基準に基づき行うものとする。
- 5 研修計画書に変更が生じた場合は、第2項から第4項までの規程を準用するものとする。ただし、知事が軽易な変更であると認めたものはこの限りではない。
- 6 知事は、第2項に規定する決定後、研修計画書を提出した者に対し、速やかに認定の可否を通知する。
- 7 前項の通知は、様式第2号により行うものとする。

(実施計画書の提出及び計画の承認)

- 第6条 本補助金(長期基幹的人材確保・育成事業及び創業支援事業を除く)の交付を受けようとする者は、様式第3号または様式第4号による実施計画書を、知事に提出しその承認を受けなければならない。
- 2 知事は、実施計画書受理後、必要に応じて面接を実施する。
 - 3 実施計画書に変更が生じた場合は、前項の規定を準用するものとする。ただし、知事が軽易な変更であると認めたものはこの限りではない。

(交付申請の時期等)

- 第7条 第5条第2項に規定する認定及び前条第1項に規定する承認を受けた者は、知事が別に定める日までに、規則第5条の交付申請書を知事に提出しなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第5号及び様式第6号によるものとする。
 - 3 第5条第2項に規定する認定を受けた研修計画が複数年にわたる場合は、毎年度交付申請することとする。
 - 4 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等(消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等)若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

- 第8条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第7号によるものとする。
 - 3 知事は、前条第4項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

- 第9条 本補助金の交付を受ける市町村の長は、規則第3条第1項第2号に規定する間接補助金(以下「間接補助金」という。)を交付するときは、その交付を受ける者(以下「間接補助事業者」という。)に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定(これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。)に準じた内容の条件を付さなければならない。

第 12 条（第 4 項を除く。）、第 13 条、第 14 条、第 16 条第 2 項後段、第 17 条、第 25 条及び第 26 条	補助事業者等	間接補助事業者等
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第 2 号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第 3 号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

（承認を要しない変更）

第 10 条 規則第 12 条第 1 項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- （1）市町村が行う補助事業に係る別表第 1 及び別表第 2 の第 5 欄に定める変更
- （2）間接補助金の減額
- 2 第 8 条第 1 項の規定は、変更等の承認について準用する。
- 3 規則第 12 条第 3 項の申請書に添付すべき書類は、様式第 5 号及び第 6 号とする。

（間接的な変更等の承認）

第 11 条 補助事業者は、第 9 条の規定により付した規則第 12 条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第 2 号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

- 2 第 8 条第 1 項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 補助事業者は、第 1 項に規定する条件に基づき、規則第 12 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。
 - （1）間接補助事業に係る別表第 1 の第 6 欄及び別表第 2 の第 6 欄に定める変更
 - （2）間接補助事業の中止及び廃止

（研修実施状況の報告）

第 12 条 補助事業者（長期基幹の人材確保・育成事業に限る）は各月の補助事業の実施状況について、研修記録簿（様式第 8 号）及び研修生日誌（様式第 9 号）により翌月の 20 日までに県に提出しなければならない。

（実績報告の時期等）

第 13 条 規則第 17 条第 1 項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- （1）規則第 17 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の場合にあつては、対象事業の完了又は中止若しくは廃止又は間接交付の中止若しくは廃止の日から 20 日を経過する日
- （2）規則第 17 条第 1 項第 3 号の場合にあつては、対象事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の 4 月 20 日

- 2 規則第 17 条第 1 項の報告書に添付すべき同条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、様式第 5 号及び第 6 号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 市町村長は補助事業者が、仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であり、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合においては、様式第 12 号により速やかに知事に報告を行うこととする。なお、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（進捗状況報告書の時期等）

- 第 14 条 規則第 17 条第 3 項の規定による報告は、各年度（前条の報告に係る年度を除く。）の翌年度の 4 月 20 日までに行わなければならない。
- 2 前項の報告は、様式第 5 号によるものとする。

（指示等の報告）

- 第 15 条 市町村長は、第 9 条の規定により付した規則第 13 条又は第 16 条第 2 項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、事業実施主体に対して指示をし、又は事業実施主体から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

（補助金の支払）

- 第 16 条 知事は、補助対象経費が適正に支出されていると認めた場合、交付決定額の範囲内で補助事業者の補助対象経費の支払実績額に対応する補助金を補助事業者へ支払うものとする。
- 2 補助事業者は概算払を受けようとするときは、様式第 11 号を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

- 第 17 条 規則第 21 条の規定によるほか、次のいずれかに該当すると認める場合は、交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全額若しくは一部を返還させ、又は補助金の全額若しくは一部を交付しないものとすることができる。ただし、災害、死亡、疾病又は負傷等やむを得ない事情があると知事が認める場合はこの限りではない。

なお、知事は当該取消しを行うにあたり、審査会に諮るものとする。

- (1) 補助事業実施計画に即した研修が行われていないと認められた場合
 - (2) 著しく研修の効果が認められない場合
- 2 前項の規定は、交付額確定通知を行った後においても適用があるものとする。

（雑則）

- 第 18 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年5月29日から施行する。
- 2 ふるさと産業支援事業（後継者育成）補助金交付要綱（平成25年3月26日付第201300001413号商工労働部長通知。以下「旧要綱」という。）は、この要綱の施行をもって廃止する。
- 3 前項の規定にかかわらず、ふるさと産業支援事業（後継者育成）実施要領（平成25年3月26日付第201300001413号商工労働部長通知。）に基づき令和6年度までに実施計画の承認を受けた事業のうち令和8年度までに交付決定する補助金については、なお従前の例による。

別表第1（第4条関係）
長期基幹的人材確保・育成事業

1 補助事業	伝統工芸研修助成事業(受入助成)													
2 補助事業者	次の要件を満たす者 1 伝統工芸又はそれに準ずるものの製造若しくは製造・販売を行う事業者（製造はせず販売のみ行う事業者は除く。）及び産地組合。なお、伝統工芸に準ずるものは次の要件を全て満たすものとする。 ア 製造過程の主要部分が手工業的なもの イ 伝統的な技術又は技法により製造されるもの ウ 伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造されるもの 2 鳥取県に主たる事業所又は住所があること													
3 補助対象経費及び上限額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助対象経費</th> <th>補助対象経費上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 研修受入助成</td> <td>研修指導料 ※補助対象経費上限額と実際の負担額のいずれか低い額を上限とする。 受入先の代表者が研修生の3親等以内の親族である場合は補助対象にならない。 ※研修期間が1か月未満の場合は支給しない。</td> <td>研修生1人当たり 50,000円/月</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 研修手当</td> <td>研修生（満55歳未満の者）に支給される基本手当</td> <td>鳥取労働局長が公示する1時間当たりの最低賃金額に8時間×15日に乗じた額を月額補助対象上限額とする。（別途通知する。）</td> </tr> <tr> <td>県外から家族を伴って移住した場合の同伴家族に係る加算</td> <td>同伴家族1人当たり30,000円/月を加算 ※収入のある2親等以内の親族（孫を除く）と生計を一にする場合は、補助対象経費上限額の1/2の額を上限とする。</td> </tr> </tbody> </table>			区分	補助対象経費	補助対象経費上限額	1 研修受入助成	研修指導料 ※補助対象経費上限額と実際の負担額のいずれか低い額を上限とする。 受入先の代表者が研修生の3親等以内の親族である場合は補助対象にならない。 ※研修期間が1か月未満の場合は支給しない。	研修生1人当たり 50,000円/月	2 研修手当	研修生（満55歳未満の者）に支給される基本手当	鳥取労働局長が公示する1時間当たりの最低賃金額に8時間×15日に乗じた額を月額補助対象上限額とする。（別途通知する。）	県外から家族を伴って移住した場合の同伴家族に係る加算	同伴家族1人当たり30,000円/月を加算 ※収入のある2親等以内の親族（孫を除く）と生計を一にする場合は、補助対象経費上限額の1/2の額を上限とする。
	区分	補助対象経費	補助対象経費上限額											
	1 研修受入助成	研修指導料 ※補助対象経費上限額と実際の負担額のいずれか低い額を上限とする。 受入先の代表者が研修生の3親等以内の親族である場合は補助対象にならない。 ※研修期間が1か月未満の場合は支給しない。	研修生1人当たり 50,000円/月											
2 研修手当	研修生（満55歳未満の者）に支給される基本手当	鳥取労働局長が公示する1時間当たりの最低賃金額に8時間×15日に乗じた額を月額補助対象上限額とする。（別途通知する。）												
	県外から家族を伴って移住した場合の同伴家族に係る加算	同伴家族1人当たり30,000円/月を加算 ※収入のある2親等以内の親族（孫を除く）と生計を一にする場合は、補助対象経費上限額の1/2の額を上限とする。												
4 補助率	1/2													
5 間接補助率	1/2													
6 間接補助事業の重要な変更	補助対象経費の増額													
7 研修受入先	次の要件を満たす者 1 伝統工芸又はそれに準ずるものの製造又は製造・販売を行う事業者。（製造はせず販売のみ行う事業者は除く。） 2 伝統工芸の伝統的技法を適切に教授できる講師が存すること 3 研修生1人当たり月間15日以上かつ120時間以上の研修を実施すること													
8 研修生	次の要件を満たす者 1 研修を受ける伝統工芸等に係る従事及び就業を目的とした研修経験のない者 2 研修開始時点において満65歳未満の者であること 3 市町村が補助事業者及び受入先と共同で公募又は審査会が認めるその他の方法により選考した者（間接補助事業の場合に限る。）													
9 研修期間	3年以内 ※1 病気、けが、天災その他やむをえない理由により研修ができないと知事が認めた期間を除いて通算する。 ※2 満55歳以上の者は最長24カ月とする。													

別表第2（第4条関係）
長期基幹的人材確保・育成事業

1 補助事業	伝統工芸研修助成事業(研修生助成)		
2 補助事業者	研修生		
3 補助対象経費及び上限額	区分	補助対象経費	補助対象経費上限額
	1 研修準備費	研修生が研修用具の購入費として研修開始月に支給する。 (毎年1回限り)	研修1年目 30,000円 研修2年目以降 10,000円
	2 住居手当・通学手当	研修生に係る住居手当・通学手当 ※指導者が3親等内親族の場合は支給しない。 ※研修期間が1か月未満の場合は支給しない。	賃借料(月額)と交通費(月額)の合算額と33,000円/月のいずれか低い方を上限とする。
4 補助率	10/10		
5 間接補助率	10/10		
6 間接補助事業の重要な変更	補助対象経費の増額		
7 研修生	次の要件を満たす者 1 研修を受ける伝統工芸に係る従事及び就業を目的とした研修経験のない者 2 研修開始時点において満55歳未満の者であること 3 市町村が補助事業者及び受入先と共同で公募又は審査会が認めるその他の方法により選考した者(間接補助事業の場合に限る。)		
8 研修期間	3年以内 ※病気、けが、天災その他やむをえない理由により研修ができないと知事が認めた期間を除いて通算する。		

別表第3（第4条関係）

1 補助事業	創業支援事業		
2 補助事業者	次の要件を満たす者 1 本補助事業による研修が修了した者 ※研修開始時の年齢が満55歳未満の者に限る。		
3 補助対象経費及び上限額	補助対象経費		補助対象経費上限額
	本要綱及び旧要綱による研修修了後3年以内に研修した伝統工芸の製造に係る事業を、県内において、創業するための経費(研修生につき1回限り) ※指導者が三親等内親族の場合は支給しない。		100,000円
4 補助率	10/10		

別表第4（第4条関係）

1 補助事業	伝統産業人材育成県外派遣事業		
2 補助事業者	次のア～オのすべてに該当する者 ア 次の(イ)～(ウ)のいずれかに該当すること (イ) 県内の国・県指定伝統工芸品の製作者又はその後継者 (イ) 市町村が県伝統工芸品の指定の推薦を内定している者の製作者(交付決定した日の属する年度末までに当該指定がされなかった者の製作者を除く。)又はその後継者 (ウ) 市町村が県伝統工芸士の認定の推薦を内定している者(交付決定した日の属する年度末までに当該指定がされなかった者を除く。)又はその後継者 イ 原則として50歳未満の者であること ウ 対象事業終了後は県内において、県内の国・県指定伝統工芸品製作の後継者として専門的に従事する意志を有する者であること エ 他の奨学金等の受給を受けていない者であること オ 事業所内研修等にて研修作業することで収入を得ない者であること		

3 補助対象経費及び上限額	補助対象経費	補助対象経費上限額
	次に掲げる県外研修等に要する経費 ・技術、デザイン等に関連する県外の専門学校、大学等への入学または受講 ・技術指導・教育を行う県外の事業所での実習 ・その他知事が適当と認めた教育、研修の受講及び実習	50,000 円／月
4 補助率	10/10	
5 助成期間	1 ヶ月から 1 年間。ただし、複数年度にわたる研修の場合は同一対象事業の同一者につき通算して 2 年間で助成期間の上限とする。	

別表第 5 (第 4 条関係)

1 補助事業	伝統工芸等在職者研修支援事業	
2 補助事業者	鳥取県内の伝統的工芸品、鳥取県郷土工芸品又は鳥取県郷土民芸品（以下「伝統工芸品」という。）若しくはそれらに準ずる工芸品（以下「伝統工芸品等」という。）の製造に従事（副業・兼業を含む）している者のうち、伝統工芸品の技法の高度化・効率改善、関連工程の工程技法の獲得又は関連する知識（以下「技法等」という。）の修得を図ろうとする者	
3 補助対象経費及び上限額	補助対象経費	補助対象経費上限額
	在職者研修に要する経費 ・対象技能等の習得のために必要な県内及び県外（県内で研修を受講できない場合）の講師、教育 ・訓練機関等による講習・実技指導・体験等及び研修（自己研鑽を含む）を行うために必要な資材や工具等及び設備の確保に係る経費	300,000 円 ※同一の者に対して各年度 1 回以内とする。
4 補助率	10/10	